

破産管財人就任のご挨拶とご連絡

平成24年7月5日

関係者各位

破産者 株式会社クラヴィス

破産管財人 弁護士 小 松 陽 一 郎

1 破産管財人就任のご挨拶

破産者株式会社クラヴィス（以下「クラヴィス」といいます。）は、平成24年7月5日付けで、大阪地方裁判所に対して自己破産の申立てを行い、同日午後5時00分、破産手続開始決定がなされ（大阪地方裁判所 平成24年（フ）第3650号）、当職がクラヴィスの破産管財人に選任されました。これにより、クラヴィスの事業の経営ならびに財産管理処分に関する一切の権限は、当職に移管されております。なお、クラヴィスの旧商号は、リッチ株式会社、株式会社ぷらっと、株式会社クオークローン、株式会社タンポート、株式会社シンコウ、東和商事株式会社です。また、株式会社フランと取引されていた方につきましては、平成16年8月に債権譲渡がなされたことにより、クラヴィス（旧商号株式会社ぷらっと）が取引当事者となる場合があります。

今後は、当職において、裁判所の監督の下、迅速・公平に本破産手続を進めて参りますので、関係者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 「破産手続開始等の通知書」の発送について

過去にクラヴィスと取引があった方については、全件につき利息制限法所定の制限利率による引き直し計算を行い、その結果、過払金が発生している可能性が高いと考えられる方々（以下「過払金債権者」といいます。）に対しては、個別に「破産手続開始等の通知書」が送付されることとなります。

ところで、多数の消費者の方々が過払金債権者である本破産事件においては、上記通知書がご自宅等に郵送されることを望まれない方々も少なくないものと拝察される所です。

そこで、プライバシー等への配慮の観点から、上記通知書発送までに一定の期間を設けることとしており、本日から3週間後の平成24年7月26日（木）頃より、上記通知書の発送を行う予定としております。

つきましては、過去にクラヴィスと取引がある方の中で、通知書の郵送を希望されない方又はご登録住所以外の住所への郵送を希望される方は、平成24年7月20日（金）【必着】までに、後記破産管財人室コールセンター宛に、お電話、ファクシミリ、電子メールまたは郵送の方法で、その旨のご連絡を頂きますようお願い致します（詳細は、本ホームページ「裁判所及び破産管財人からの通知等を希望されない場合のお手続について」をご参照ください。）。

なお、ご連絡にあたっては、お名前、ご登録住所、生年月日、お客様番号等、ご連絡者様を特定できる事項も併せてお教え頂きますようお願い致します（これらが不明な場合、お取り扱いができない場合がございます。）。

3 過払金債権者の方々はお支払いを中止してください

クラヴィスとの取引について過払いとなっている方（過払金債権者）は、たとえクラヴィスとの契約上は支払債務が残っているとしても、法律上はこれ以上のお支払いをして頂く必要はございませんので、今後、お支払いを中止してください（クラヴィスの支払用口座は閉鎖しております。詳細は、本ホームページ「今後のお支払いについてのお願い」をご参照ください。）。

他方、過払いとなっておらず、支払債務が残っている方は、引き続きお支払いをして頂く必要があります。但し、上記のとおり、現時点では、口座を閉鎖しておりますので、今後のお支払方法については、追って、本ホームページ等を通じて、ご連絡致します。

なお、ご自身の取引につき、過払いとなっているか否か不明な場合、破産手続開始等の通知書の到着の有無でご確認頂くか、後記破産管財人室コールセンターにお電話頂き、係の者にお問い合わせください。

4 今後の手続等について

本破産事件の今後の進行状況等につきましては、随時、本ホームページ上で関係者の皆様にお知らせ致しますので、ご確認頂きますようお願い致します。

また、クラヴィスが破産手続開始に至った経緯や今後の手続等につきましては、大阪（平成24年8月29日（水）14時から16時）及び東京（同年9月5日（水）16時から18時）で、債権者説明会を開催させて頂き、当職から直接ご説明させて頂くことを予定しております（詳細は、本ホームページ「債権者説明会開催のお知らせ」をご参照ください。）。

なお、本破産事件では、現時点で、一般破産債権者への配当を行う具体的な見込みが立っていないため、破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間は定められておりません。配当が実施できる見込みとなった段階で、改めて本ホームページ等でお知らせするとともに、債権届出書等が送付されますので、現段階では、債権届出書を提出して頂く必要はございません。

5 コールセンターについて

本破産事件に関するお問い合わせは、下記コールセンターまで、お電話、ファクシミリ、電子メール等でご連絡ください。

繰り返しになりますが、特に「破産手続開始等の通知書」の郵送を希望されない方又はご登録住所以外の住所への郵送を希望される方は、**平成24年7月20日（金）【必着】**までに、ご連絡頂きますようお願い致します。

記

破産者株式会社クラヴィス破産管財人室コールセンター

電話番号	06-6356-3386
FAX番号	06-6356-3423
受付時間	月～金（祝除く） 10:00～17:00
HPアドレス	http://www.clavis-kanzai.jp/
メールアドレス	information@clavis-kanzai.jp

以上